

専門学校 YIC リハビリテーション大学校 学校関係者評価委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、専門学校 YIC リハビリテーション大学校（以下「学校」という。）における学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定め、学校の教育活動及び学校運営について、社会的視点からの客観的評価を行い、その質保証及び継続的な改善を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 学校は、実践的な職業教育の質の確保・向上及び社会的説明責任を果たすため、自己点検評価の結果を踏まえた外部評価を行う機関として、委員会を設置する。

（委員の構成及び委嘱）

第3条 委員会は、5名以上の委員をもって構成する。

2 委員は、学校の教職員以外の者で、次に掲げる者のうちから、校長が委嘱する。

（1）保護者

（2）卒業生

（3）地域住民または地域団体の関係者

（4）専門分野における業界・企業等の関係者

（5）高等学校等の校長、進路指導担当者

（6）その他教育又は学校運営に関し識見を有する者

3 委員の選任にあたっては、分野・性別・年齢等に偏りが生じないように配慮するものとする。

4 委員会の事務局として、校長、副校長、事務長、教務課長（補佐）、教務係長、学科長（主任）のうち3名以上が参加する。

（委員会の役割）

第4条 委員会は、次に掲げる事項について評価及び意見・助言を行う。

（1）教育課程及び教育活動の実施状況

（2）学生の学習成果及び育成状況

（3）学校運営及び組織体制

（4）地域・産業界との連携状況

（5）自己点検評価結果の妥当性

（6）その他校長が必要と認める事項

2 委員会は、評価結果及び改善に向けた提言を取りまとめ、校長に報告するものとする。

（情報の提供）

第5条 学校は、委員会が適切な評価を行うために必要と認める資料を提供するものとする。

2 前項の資料には、自己点検評価報告書、シラバス、学習成果に関するデータ、学生アンケート結果等を含むものとする。

3 資料の提供は、電磁的方法（電子メール・共有システム等）による方法を含め、効率的な方法により行うことができる。

（評価結果の活用及び公表）

第6条 校長は、委員会から提出された評価結果及び提言を、教育活動及び学校運営の改善に適切に反

映させるよう努めるものとする。

2 学校は、評価結果及びその改善状況について、学校のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

3 学校は、必要に応じて、改善状況を次年度以降の委員会に報告するものとする。

4 学校は、委員会の評価結果及び提言を教育課程編成委員会に回付し、教育課程の改善審議に活用するものとする。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了後、特段の意思表示がない場合は、再任されたものとみなす。

（守秘義務及び倫理）

第8条 委員は、職務上知り得た個人情報及び学校運営上の非公開情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、評価活動にあたり、公正性・中立性を損なう行為を行ってはならない。

（委員長及び副委員長）

第9条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長として会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代行する。

（会議の開催）

第10条 委員会は、原則として年1回以上開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議は、対面によるほか、オンライン会議システムを利用して開催することができる。

4 決議は、出席委員の過半数をもって決する。

（委員以外の者の出席）

第11条 委員会は、必要に応じて、教職員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（事務）

第12条 委員会の事務は、学校が担当する。

2 委員会の議事については議事録を作成し、適切に保管するものとする。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月30日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正する。

この規程は、令和8年4月1日から一部改正する。